
平成31年大和町議会3月定例会議会議録

平成31年3月4日（月曜日）

応招議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	教育総務課長	小 川 晃 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	生涯学習課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 秀 一 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君
保健福祉課長	櫻 井 修 一 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	主 事	渡 邊 直 人
次 長	野 田 美 沙 子		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時57分 開 議

議 長 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

定刻前ではありますが、おそろいでございますので、本会議を再開いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番高平聡雄君及び15番堀籠日出子さんを指名します。

日程第 2「議案第31号 平成31年度大和町国民健康保険事業勘定特別
会計予算」

日程第 3「議案第32号 平成31年度大和町介護保険事業勘定特別会計
予算」

日程第 4「議案第33号 平成31年度大和町宮床財産区特別会計予算」

日程第 5「議案第34号 平成31年度大和町吉田財産区特別会計予算」

日程第 6「議案第35号 平成31年度大和町落合財産区特別会計予算」

日程第 7「議案第36号 平成31年度大和町奨学事業特別会計予算」

日程第 8「議案第37号 平成31年度大和町後期高齢者医療特別会計予
算」

日程第 9「議案第38号 平成31年度大和町下水道事業特別会計予算」

日程第10「議案第39号 平成31年度大和町農業集落排水事業特別会計
予算」

日程第11「議案第40号 平成31年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会
計予算」

日程第12「議案第41号 平成31年度大和町水道事業会計予算」

議長（馬場久雄君）

日程第2、議案第31号 平成31年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算から
日程第12、議案第41号 平成31年度大和町水道事業会計予算までを一括議題とします。
朗読を省略して提出者の説明を求めます。

町民生活課長村田良昭君。

町民福祉課長（村田良昭君）

皆さん、おはようございます。

国保特別会計予算について説明させていただきます。説明書の110ページをお開き
願いたいと思います。

議案第31号 平成31年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計予算でございます。

平成31年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによ
る。

歳入歳出予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ21億5,318万1,000円と定める。

2項としまして、歳入歳出の予算、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表
によるものでございます。

一時借入金でございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高
額は、5,000万円と定めるものでございます。

115ページをお願いいたします。

歳入です。

第1款1項1目一般被保険者国保税2目退職被保険者等国保税につきましては、平
成30年度からの県単一化に伴い、県から示された算定保険税総額をもとに、低所得者
層に対する軽減措置を考慮し予算措置をしたものでございます。

2款1項1目督促手数料につきましては、科目設定でございます。

116ページをお願いいたします。

3款1項1目保険給付費等交付金につきましては、県からの交付金となるものであ
り、医療費に係る普通交付金並びに被保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府
県繰入金、特定健診等負担金としての特別交付金でございます。

民生費県補助金につきましては、項目削除となるものでございます。

4款1項財産運用収入につきましては、国保基金利子でございます。

5款1項他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金であり、それぞれの節のとおり、法定ルール内の繰り入れでございます。

2項基金繰入金につきましては、科目設定でございます。

6款繰越金についても、科目設定でございます。

117ページをお願いいたします。

以下、7款諸収入については、全て科目設定でございます。

3項の雑入の療養給付費等負担金、交付金については、科目削除となるものでございます。

次に、歳出でございます。118ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、国保会計運営に関する事務経費でございます。

7節賃金は、事務補助員の賃金でございます。

9節旅費は、職員の移動研修時の旅費でございます。

11節需用費は、参考図書代、国保保険証、高齢受給者証等の印刷などでございます。

12節役務費は、保険証の郵送料金となります。

13節委託料は、国保連合会のレセプト点検委託料及び国保情報集約システムなどの運用委託でございます。

2目団体連合会負担金は、県国保連合会への市町村割の負担金でございます。

2項1目賦課徴収費は、国保税の賦課徴収に要する費用でございます。

9節旅費は、職員の移動研修会の旅費でございます。

11節需用費は、プリンタートナー代、納税通知書封筒の印刷等でございます。

119ページをお願いいたします。

12節役務費につきましては、納税通知書等の輸送代、コンビニ収納、口座振替等の手数料でございます。

3項1目運営協議会費は、国保運営協議会に要する費用でございます。

1節報酬は、9名の委員の報酬でございます。

9節旅費は、委員の費用弁償でございます。

11節需用費は、参考図書購入費、管理費用、お茶代などでございます。

12節役務費は、会議費、案内通信費でございます。

4項1目趣旨普及費は、国保制度のチラシ等の経費でございます。

11節需用費は、限度額認定書、国保啓発用パンフレット。

12節役務費は、ジェネリック医薬品の推奨の通知でございます。

2款1項療養諸費1目から4目までは、それぞれ医療費の公費負担分で、国保連合

会への負担金でございます。

120ページをお願いいたします。

5目審査手数料につきましては、国保連合会の医療の審査手数料でございます。

2項高額療養費1目から4目までは、それぞれ限度額を超える分について公費負担をするものでございます。

121ページをお願いいたします。

3項移送費は、病院間の移送に係る車代でございます。

4項出産時諸費は、出産時一時金であります。1人42万円でございます。

5項葬祭費は、葬祭費用であり、1人5万円でございます。

122ページをお願いいたします。

3款国民健康保険事業納付金1項から3項までは、県への納付金となるものでございます。

4款共同事業拠出金につきましては、科目設定となるものでございます。

123ページをお願いいたします。

5款1項1目保健衛生普及費につきましては、7節賃金は、健診結果説明会などの看護師賃金などがございます。

8節報償費は、健康づくり達人セミナー講師謝金等がございます。

11節需用費は、健診結果説明会の消耗品でございます。

28節繰出金は、一般会計で実施するがん検診への国保世帯相当分を拠出するものでございます。

2項1目特定健康診査等事業費は、特定健診に要する経費でございます。

7節賃金は、生活習慣病重症化予防訪問指導の管理栄養士の賃金などがございます。

9節旅費は、訪問指導時の費用弁償でございます。

11節需用費は、コピー代や受診啓発用チラシ及び受診票送付のための封筒印刷代でございます。

12節役務費は、受診票の郵送料等でございます。

13節委託料は、健診機関の健診業務委託費でございます。

6款1項基金積立金は、基金利子相当分を積み立てするものでございます。

124ページをお願いします。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金は、税の還付金、医療費の返還金であり、これまでの実績に応じた予算措置と科目設定でございます。

8款は予備費でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長（櫻井修一君）

続きまして、平成31年度各種会計予算及び予算に関する説明書の129ページをお願いいたします。

議案第32号 平成31年度大和町介護保険事業勘定特別会計予算でございます。

平成31年度大和町の介護保険事業勘定特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億7,514万4,000円と定めるものでございます。

2項といたしまして、予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページからの第1表によるものでございます。

第2条、一時借入金でございます。地方自治法第235条3第2項の規定によります一時借入金の借り入れの最高額は、3,000万円と定めるものでございます。

135ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料につきましては、現年度分特別徴収保険料及び現年度分普通徴収保険料、滞納繰越分普通徴収保険料の見込み額を計上したものでございます。

2款使用料及び手数料1項1目督促手数料につきましては、科目の設定でございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護保険給付費につきましては、介護給付の20%相当分の法定負担分の現年度分国庫負担金を見込んだものでございます。

2項国庫補助金1目調整交付金につきましては、介護給付費の5%相当分の法定負担分の現年度分調整交付金を見込んだものでございます。

2目地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業に係る介護予防事業費及び包括的支援事業費の20%、総合相談事業及び任意事業費の38.5%の法定負担分の国庫補助金でございます。

3目保険者機能強化推進交付金につきましては、科目の設定でございます。

次の介護保険事業費補助金につきましては、削除でございます。

136ページをお願いいたします。

4款1項支払基金交付金1目介護給付費負担金及び2目地域支援事業支援交付金につきましては、介護給付費及び地域支援事業の法定負担分の社会保険診療報酬支払基金より交付される交付金でございます。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金につきましては、施設介護サービス給付等に係る17.5%及び介護給付費の12.5%相当の法定負担分の県負担金を見込んだものでございます。

2項財政安定化基金支出金1目交付金及び2目貸付金につきましては、科目の設定でございます。

3項県補助金1目地域支援事業交付金につきましては、介護予防事業費及び包括的支援事業費の12.5%、総合相談事業及び任意事業費の19.25%の法定負担分の県補助金でございます。

続きまして、6款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金につきましては、財政調整基金からの利子見込み額でございます。

7款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましては、1節介護給付費の12.5%相当分の法定負担分、2節及び3節は職員給与費及び事務費、137ページをお願いいたします。4節は地域支援事業に係ります繰り入れ及び5節は低所得者保険料軽減繰入金でございます。

2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金を歳出見合い分を見込むものでございます。

8款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金。

9款諸収入につきましては、1項延滞金加算金及び過料、2項町預金利子につきましては科目設定。

3項雑入の1目第3号納付金から3目滞納処分費までにつきましては、科目の設定でございます。

138ページをお願いいたします。

4目雑入につきましては、配食サービス利用者の負担金、介護予防プラン作成に係ります宮城県国保連合会からの収入及び介護予防事業参加者負担金、グループホームすずらの土地代等でございます。

139ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、介護保険事業運営に要

します職員4名分の人件費、事務費、運営経費でございます。

2節から4節につきましては、職員の人件費等に要します費用でございます。

7節賃金につきましては、申請受け付け等に係ります事務補助員の賃金。

11節需用費につきましては、事務用品、コピー代等の消耗品、被保険者証負担割合証等の印刷製本費でございます。

12節役務費につきましては、介護給付費通知用の通信運搬費、介護給付費通知書一覧表処理手数料、グループホームすずらの火災保険料でございます。

13節委託料につきましては、介護保険システムプログラム保守料及びグループホームすずらの除草作業業務に要する費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、グループホームすずらんに係ります土地の借り上げ料でございます。

15節工事請負費につきましては、グループホームすずらのエアコン更新工事及び居室のフローリング工事でございます。

19節負担金につきましては、認知症の人と家族の会宮城県支部への負担金及び保険者回線高速化セキュリティソフト更新費でございます。

25節積立金につきましては、介護保険財政調整基金への積立金利子分でございます。

140ページをお願いいたします。

2項徴収費1目賦課徴収費につきましては、介護保険料の決定及び賦課徴収に要します費用でございます。

11節需用費につきましては、事務用品、介護保険料の決定及び納付通知書の印刷に要します費用でございます。

12節役務費につきましては、介護保険料の納付及び口座振替等の通知書発送の通信運搬費、手数料といたしまして、口座振替、コンビニ及びクレジット収納に要します費用でございます。

3項1目認定調査等費につきましては、介護認定及び調査事務に要します費用でございます。

8節報償費につきましては、認定調査に係ります調査員の報償金、9節旅費につきましては、認定調査員の調査業務に係ります費用弁償でございます。

11節需用費につきましては、コピー代等の事務用品、公用車の燃料費及び主治医意見書用紙等の印刷製本費でございます。

12節役務費につきましては、電話料、郵便料金のほか、主治医意見書作成、公用車更新に要します手数料、自動車損害保険料等でございます。

13節委託料につきましては、要介護認定調査の業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、病院等での認定調査業務及び研修会参加の際に要します駐車料金でございます。

18節備品購入費につきましては、公用車の更新に要します費用でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、介護認定審査会の運営経費といたしまして黒川地域行政事務組合への負担金でございます。

27節公課費につきましては、公用車の自動車重量税でございます。

4項1目計画策定委員会費につきましては、介護保険運営委員会の開催経費でございます。

141ページをお願いいたします。

1節及び9節につきましては、介護保険運営委員会に要します委員15名の報酬及び費用弁償等でございます。

11節需用費につきましては、委員会開催時のお茶代でございます。

13節委託料につきましては、高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画策定に伴います基礎調査の業務委託料でございます。

2款保険給付費につきましては、各種介護サービス給付に要します費用でございます。1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付等費の19節につきましては、訪問介護、通所介護、短期入所サービス等居宅介護サービスと住宅改修、福祉用具購入に要します給付費でございます。

2目施設介護サービス給付等費の19節につきましては、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設等に要します給付費でございます。

3目居宅介護サービス計画等費の19節につきましては、居宅介護サービスケアプラン作成に伴います給付費でございます。

4目地域密着型介護サービス給付等費の19節につきましては、地域密着型介護サービスとしてグループホームすずらん等の共同生活介護、認知症対応型通所介護に要します給付費でございます。

続きまして、2項1目高額介護サービス等費につきましては、介護サービスの利用料の1カ月分の支払いが一定以上の自己負担上限額を超えた部分を支給するために要します費用でございます。

12節役務費につきましては、高額介護サービス費の通知に要します通信運搬費及び処理手数料でございます。

142ページをお願いいたします。

19節負担金補助及び交付金につきましては、サービス等給付費の負担金でございます。

2目高額医療合算介護サービス費の19節につきましては、介護保険と医療保険の1年間の利用料の支払いが一定以上の自己負担上限額を超えた場合、介護保険分につきまして給付負担を行うために要します経費でございます。

3項介護予防サービス等諸費の1目介護予防サービス給付等費及び2目介護予防サービス計画給付等費の19節につきましては、要介護認定で要支援1・2の方の介護予防サービス等に係ります給付費でございます。

4項1目特定入所者介護サービス等費の19節につきましては、介護保険施設入所に係ります居住費、食費の負担を軽くするために給付されます介護サービス等費でございます。

5項1目審査支払手数料の12節につきましては、介護給付費の審査手数料として、宮城県国保連合会に支払います手数料でございます。

143ページをお願いいたします。

3款諸支出金1項1目第1号被保険者還付加算金の23節償還金利子及び割引料につきましては、第1号被保険者への還付加算金でございます。

4款地域支援事業費につきましては、要支援・要介護状態にならないための介護予防・生活支援サービス事業費に要します費用でございます。

1項1目介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、訪問型・通所型サービス事業に要します費用でございます。

13節委託料につきましては、からだ元気教室等の業務委託料。

19節負担金補助及び交付金につきましては、介護予防訪問・通所介護サービスに係る給付負担金でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費の12節につきましては、切手代等の通信運搬費。

13節委託料につきましては、介護予防支援に係ります介護予防ケアマネジメント業務委託料でございます。

19節介護予防ケアマネジメント事業に係ります負担金でございます。

2項1目一般介護予防事業費につきましては、介護予防の基本的な知識の啓発・普及及び介護予防活動の地域展開を支援するために要します費用でございます。

7節賃金につきましては、健康貯筋友の会開催時の看護師の賃金。

8節報償費につきましては、生き生きサロン等への介護予防に係ります出前講座の

講師謝礼。健康貯筋友の会の運動指導士等への謝金に要します費用でございます。

11節需用費につきましては、テキスト代、コピー代の消耗品費。

12節役務費につきましては、切手代等の通信運搬費及び介護予防サポーターのボランティア保険料でございます。

144ページをお願いいたします。

3項包括的支援事業費の1目総合相談支援事業費につきましては、高齢者が住みなれた地域で安心して生活が送れるように訪問相談などにより実態を把握し、適切なサービスにつなげるよう支援するための費用でございます。

7節賃金につきましては、総合相談等に要します看護師の賃金。

8節報償費につきましては、スーパーバイズ相談時の講師謝金。

11節需用費につきましては、コピー代の消耗品及びパンフレット等の印刷に要します費用でございます。

2目権利擁護事業費につきましては、高齢者の虐待への対応を専門的な視点から権利擁護などに要します費用でございます。

8節報償費につきましては、高齢者虐待防止及び成年後見人申し立て等に対応するための弁護士謝礼、研修会開催時の謝金等に要します費用でございます。

11節につきましては、パンフレット、参考図書代の消耗品。

13節委託料につきましては、高齢者虐待対応連絡協議会への業務委託料でございます。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業につきましては、高齢者が住みなれた地域で暮らすことができるよう、地域の関係機関との連携により、ケアスタッフ研修会などを開催し、包括的・継続的なケアマネジメントを実践するための後方支援を行うための経費でございます。

2節から4節につきましては、職員5名の人件費でございます。

7節賃金につきましては、臨時介護専門員の賃金。

8節報償費につきましては、ケアマネ・ケアスタッフ研修会に要します講師謝礼でございます。

11節需用費につきましては、コピーなどの事務用消耗品、公用車の燃料費でございます。

12節役務費につきましては、地域包括支援センターの電話料及び、145ページをお願いいたします。公用車の損害保険料でございます。

13節委託料につきましては、地域包括支援センターシステム保守料及びシステム改

修費用に要します費用でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、地域包括支援センターシステム及びハードウェアの賃貸借料でございます。

19節につきましては、主任介護支援専門員更新及び実務研修会等の受講料負担金でございます。

4目生活支援体制整備事業費につきましては、高齢者の身近な地域住民が中心となりまして社会福祉協議会やNPO法人、ボランティア等のさまざまな生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら高齢者の生活支援体制整備に要します費用でございます。

8節報償費につきましては、協議会委員の謝礼。

11節需用費につきましては、事務用品の消耗品。

13節委託料につきましては、社会福祉協議会生活支援コーディネーター業務委託料でございます。

5目認知症総合支援事業費につきましては、認知症になってもできる限り住みなれた地域で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族にかかわります認知症初期支援チームを配置し、早期発見・早期対応に向けた支援体制の構築に要します費用でございます。

8節報償費につきましては、認知症集中支援チームの業務に協力いただきます、医師及び認知症サポーターフォローアップ研修会講師に要します謝礼でございます。

9節旅費につきましては、認知症初期支援チーム員の費用弁償及び支援推進員研修に要します費用でございます。

11節需用費につきましては、お茶代でございます。

4項1目任意事業につきましては、住みなれた地域で安心して生活が送れるよう必要な支援を行うもので、配食サービス及びお元気訪問など、地域自立生活支援、家族介護支援事業等に要します費用でございます。

8節報償費につきましては、成年後見人及びコールセンター協力員、お元気訪問員等への謝礼に要します費用でございます。

11節需用費につきましては、資料代等の消耗品、会議開催時のお茶代でございます。

12節役務費につきましては、郵送代に係る通信運搬費、安心コール機器の設置手数料、ボランティア保険料等でございます。

146ページをお願いいたします。

13節委託料につきましては、配食サービス、安心コールセンター業務委託、機器保

守点検に係ります業務委託料でございます。

14節使用料及び賃借料につきましては、安心コール機器の借り上げ料でございます。

5項その他の諸費1目支払審査手数料の12節につきましては、支払審査手数料として国保連合会への手数料でございます。

5款1項1目につきましては、予備費を計上したものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、説明書の152ページをお願いいたします。

議案第33号 平成31年度大和町宮床財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ1,093万8,000円と定めるものでございます。

款項の区分等につきましては、第1表によるものでございます。

156ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、宮床生産森林組合ほかへの貸し付けに伴います収入でございます。

2目利子及び配当金につきましては、基金からの利子の収入でございます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出見合いによる財源調整のため基金から繰入金として計上するものでございます。

3款繰越金につきましては、科目の設定でございます。

4款1項預金利子及び2項雑入につきましても、科目設定でございます。

157ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目管理会費につきましては、1節報酬は、管理委員7名分の計上をいたすものでございます。

9節旅費につきましては、管理委員の費用弁償、職員の研修随同行旅費でございます。

10節交際費は、会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、11節需用費は事務消耗品費、コピー代の

ほか、予算書・決算書の印刷代、電気料につきましての計上でございます。

12節役務費につきましては、通信用切手代でございます。

13節委託料につきましては、用務員業務の委託料でございます。

2目財産管理費につきましては、直営林の管理経費の計上でございます。13節委託料は、山林巡視業務、作業道刈り払い業務の委託料でございます。

15節工事請負費につきましては、作業道補修工事費の計上をするものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、林業関係3団体への負担金でございます。

3目諸費につきましては、19節の負担金が3財産区で構成しております連絡協議会への負担金でございます。

28節繰出金につきましては、事務費並びに各種団体助成を一般会計へ繰り出すものでございます。

158ページをお願いいたします。

森林研究・整備機構分収造林管理費につきましては、事業の予定がございませんので廃目といたすものでございます。

3款予備費につきましては、前年同額の計上といたしてございます。

続きまして、160ページをお願いいたします。

議案第34号 平成31年度大和町吉田財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございます。歳入歳出それぞれ1,852万2,000円と定めるものでございます。

款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

164ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款県1項県補助金でございます。且ノ下地区の直営林につきまして、除間伐及び作業道整備について見込むものでございます。

2款1項財産運用収入1目財産貸付収入につきましては、吉田愛林公益会からなどの貸付収入を見込むものでございます。

2目利子及び配当金につきましては、科目設定でございます。

2項財産売払収入につきましても、科目設定の計上でございます。

3款1項繰入金につきましては、歳入歳出見合いの財源調整により繰り入れをいたすものでございます。

4款繰越金につきましては、科目設定でございます。

5款1項森林研究・整備機構支出金につきましては、且ノ下地内の分収造林でございまして、除伐、生物外防除、作業道補修を実施するための計上でございます。

2項預金利子、次の165ページの3項雑入につきましては、科目設定でございます。166ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目管理会費につきましては、1節報酬は、管理委員7名分の計上でございます。

旅費につきましては、管理委員の費用弁償、職員随行旅費でございます。

10節交際費は、会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、11節需用費は事務用消耗品及び予算書・決算書の印刷代でございます。

12節役務費につきましては、通信用の切手代でございます。

2目財産管理費につきましては、直営林の整備等の費用を計上してございます。

7節賃金は、作業道等の刈り払い賃金。

12節役務費は、直営林の森林災害保険料でございます。

13節委託料につきましては、除間伐作業委託に要します経費でございます。

15節工事請負費につきましては、作業道整備の工事代でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、林業関係3団体への負担金でございます。

3目森林研究・整備機構分収造林管理費は、且ノ下地内の山林保育に要します費用の計上であります。

委託料は、除伐、生物外防除の作業委託に要します経費でございます。

15節工事請負費は、作業道補修工事代の計上でございます。

次の167ページでございます。

4目諸費につきましては、19節につきましては、3財産区で構成する協議会への負担金でございます。

28節繰出金につきましては、団体への助成として一般会計へ繰り出すものでございます。

予備費につきましては、前年同額を計上いたしております。

続きまして、169ページをお願いいたします。

議案第35号 平成31年度大和町落合財産区特別会計予算でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の総額でございまして、歳入歳出それぞれ

530万1,000円と定めるものでございます。

款項の区分等につきましては、第1表によるものでございます。

173ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項1目財産貸付収入につきましては、相川、報恩寺、松坂の3地区からの土地貸付収入を計上するものでございます。

2目利子及び配当金につきましては、財産造成基金の利子収入を見込むものでございます。

2款1項基金繰入金につきましては、歳入歳出見合いの財源調整により繰り入れるものでございます。

3款繰越金以下につきましては、科目設定を行っているものでございます。

174ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目管理会費につきましては、1節報酬は、管理委員7名分の計上をするものでございます。

9節旅費は、管理委員の費用弁償並びに職員随行旅費でございます。

10節交際費は、会長交際費でございます。

2款1項1目一般管理費につきましては、1節需用費は、事務用消耗品及び予算書・決算書の印刷代でございます。

12節役務費につきましては、通信用切手代でございます。

2目財産管理費7節賃金につきましては、境界刈り払い作業の賃金でございます。

3目諸費の19節負担金補助及び交付金につきましては、3財産区の連絡協議会への負担金でございます。

28節繰出金につきましては、事務費並びに各種地域団体助成といたしまして一般会計へ繰り出すものでございます。

予備費につきましては、前年度同額を見込むものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長小川 晃君。

教育総務課長 （小川 晃君）

それでは、176ページをお開き願います。

議案第36号 平成31年度大和町奨学事業特別会計予算でございます。

平成31年度大和町の奨学事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ758万4,000円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

179ページをお開きを願います。

歳入でございます。

1款1項1目1節利子及び配当金につきましては、基金利子の科目設定でございます。

2款1項1目1節教育費寄附金につきましても、科目の設定でございます。

3款1項1目1節奨学事業基金繰入金につきましては、31年度の奨学事業を運営するに当たりまして、財源調整のために基金から繰り入れるものでございます。

4款1項1目1節繰越金につきましては、見込み額の計上でございます。

5款1項1目1節預金利子につきましては、科目の設定でございます。

5款2項1目1節奨学費貸付金元利収入につきましては、現年度分・過年度分の償還金を計上いたしております。

180ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目事業費の21節貸付金につきましては、高校生新規3名、大学生は新規10名、継続9名の19名に対します奨学金貸付金の計上でございます。

2目の事務費につきましては、1節報酬及び9節旅費は、奨学事業審議委員の報酬と費用弁償。

11節需用費は、予算書・決算書の印刷製本費。

12節役務費は、郵便料金。

25節積立金は、奨学事業基金への積立金でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

それでは、説明書182ページをごらんください。

議案第37号 平成31年度大和町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成31年度大和町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算でございます。

第1条歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億2,333万2,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

186ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険につきましては、75歳以上の方の保険料でございます。

1目の特別徴収保険料につきましては、年金天引き分で100%の収納。

2目の普通徴収保険料は、97%収納で予算措置をしたものでございます。

2款使用料及び手数料につきましては、科目設定でございます。

3款1項一般会計繰入金の1目につきましては、事務費の繰り入れ、2目は低所得者の保険料軽減に充当するための繰り入れでございます。

4款繰越金につきましては、科目設定でございます。

5款諸収入につきましては、1項から3項までは科目設定でございます。

4項は県後期高齢者連合会からの健康診断受託に対する受託事業収入でございます。

5項は科目設定でございます。

続きまして、歳出でございます。188ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費につきましては、後期高齢者医療会計業務に要する経費でございます。

11節需用費は、コピー代などの消耗品。予算・決算書の印刷代でございます。

12節役務費は、保険証更新時などの郵送料でございます。

13節委託料は、健診業務などの委託料でございます。

2項徴収費につきましては、保険徴収に要する費用でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、県後期高齢者医療広域連合への本町の保険料の納付金でございます。

189ページをお願いします。

諸支出金につきましては、還付金などに備えての予算措置であり、これまでの実績

に基づき計上しております。

4款は、予備費でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長 （熊谷 実君）

引き続きまして、予算に関する説明書をお願いいたします。194ページでございます。

議案第38号 平成31年度大和町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億3,026万4,000円と定めるものでございます。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるものでございます。

第2条債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為によるものでございます。

第3条地方債につきましては、第3表地方債により定めてございます。

第4条一時借入金の借り入れの最高額を、2億円と定めるものでございます。

197ページをお願いいたします。第2表債務負担行為であります。

平成31年度水洗便所改造資金利子補給でございまして、期間は平成32年度から平成34年度までといたしまして、その限度額を21万円とするものでございます。

次に、平成31年度水洗便所改造資金損失補償でございます。期間を同じく平成32年度から平成34年度までといたしまして、限度額は融資資金に係る未回収金額とするものでございます。

次に、平成31年度下水道事業地方公営企業適用支援業務でございます。期間は平成32年度でございまして、その限度額を1,524万7,000円とするものでございます。

198ページの第3表地方債でございます。起債の目的ごとの限度額です。

公共下水道事業で2,660万円、資本費平準化事業といたしまして1億円、流域下水道事業といたしまして2,520万円、合計1億5,180万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりでございます。

続きまして、予算に関する説明書200ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目下水道事業負担金であります。現年度分及び過年度賦課分の計上でございます。

3 節公共下水道費管理負担金でございますが、3 節では小鶴沢幹線下水道管渠での維持管理費に対する応分の負担を、宮城県環境事業公社に求める負担金を計上しているものでございます。

2 款 1 項 1 目下水道使用料は、前年度比約2.5%増の見込み額計上であります。

2 目土木使用料は、都市下水路占用料を計上しております。

2 款 2 項 1 目下水道手数料でございます。指定工事店指定手数料等の収入見込み額の計上であります。

3 款 1 項 1 目下水道費国庫補助金は、補助事業費9,240万円の補助率2分の1の計上で4,620万円としているものでございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金でございますが、水洗便所普及費、水質規制費等の管理費及び借入金償還金等での財源調整のため一般会計からの繰入金でございます。

201ページになります。

5 款繰越金及び6 款諸収入 1 項 1 目町預金利子につきましては、科目の設定でございます。

6 款 2 項 1 目雑入でございますが、排水設備申請関係用紙代の売り上げなどを計上しているものでございます。

7 款町債 1 項 1 目下水道債は、建設事業等に係る公共下水道事業、資本費平準化事業、流域下水道事業の本年度予定額を計上したものでございます。

202ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、事務の一般管理経費のほか、使用料金等の賦課徴収費、水洗便所普及費、水質規制費及び施設の維持管理費などに要する費用を計上しているものでございます。

主なものといたしまして、2 節から4 節は職員2 人分の人件費を計上しております。

7 節賃金につきましては、都市下水路の清掃人夫賃でございます。

11 節需用費は、マンホールポンプの電気料、マンホールポンプ等の修繕に要する費用であります。

12 節役務費の通信運搬費は、マンホールポンプ場の電話料など、手数料につきましては、下水道使用料の徴収取り扱い手数料、公用車に関する保険料や汚水管等の緊急

清掃の手数料などであります。

203ページでございます。

13節委託料につきましては、料金算定業務等の水道事業への委託料、その他流域下水道の接続点17カ所と特定事業場34カ所の水質調査及びマンホールポンプと汚水管の清掃業務委託に要する費用、大和町下水道事業地方公営企業法適用支援業務委託に要する費用を計上したものでございます。

14節使用料及び賃借料は、マンホールポンプ制御盤設置箇所の土地借り上げ料。

15節工事請負費につきましては、小鶴沢幹線管渠修繕工事を太田地区において予定しております。

16節原材料費は、マンホールふた及び公共ますふた等の補修用材料購入費用であります。

19節負担金補助及び交付金でございますが、吉田川流域下水道維持管理運営費につきましては、下水の予定排出量416万立米といたしまして予定額を計上したものでございまして、単価が53.9円から47.8円で減額となりますことから、昨年当初より金額で約2,537万6,000円の減額と計上しておるものでございます。仙台市下水道維持管理費につきましては宮城大学分を、大衡村維持管理費につきましては糸繰マンホールポンプ場分の維持管理費の予定額を計上したものの。補助金の水洗便所改造資金利子補給金につきましては、前年度以前分と現年度見込み分の融資あっせん予定額の利子補給金でございます。

27節公課費につきましては、公用車自動車重量税、消費税及び地方消費税納付見込み額を計上しているものでございます。

2項下水道建設費でございます。1目建設費につきましては、公共下水道単独事業費のほか補助事業費及び流域下水道建設費負担金であります。

主なものといたしまして、2節から4節は、職員1人の人件費を計上しております。

11節需用費につきましては、コピー代等の消耗品費でございます。

13節委託料につきましては、補助事業によります大和町流域関連公共下水道、雨水でございますが、全体計画変更業務及び認可変更業務、公共下水道汚水の認可変更業務などの業務委託を行おうとするものでございます。

204ページをお願いいたします。

14節の使用料及び賃借料でございます。下水道工事の積算システム2台分でございますが、システム利用料であります。

15節工事請負費につきましては、補助事業といたしまして、長寿命化対策によりま

す鶴巢大平、稲荷山マンホールポンプの更新工事、総合地震対策によります吉岡南マンホール20基分の浮上防止工事を予定しているものでございます。単独事業分といたしまして、3カ所の公共ます設置工事、鶴巢地区内7カ所でマンホールポンプ施設監視装置の更新工事を行う予定としているものでございます。

18節備品購入費につきましては、下水道事業積算用パソコン2台分の購入費を計上しているものでございます。

19節負担金補助及び交付金でございますが、吉田川流域下水道建設費につきましては、宮城県中南部下水道事務所が整備いたします建設費に係る市町村の負担金でございます。

2款1項公債費につきましては、平成31年度分の元金償還及び利子支払い額の計上でございます。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

ここで、暫時休憩します。休憩の時間は10分程度とし、再開は11時10分からといたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長熊谷 実君。

上下水道課長（熊谷 実君）

それでは、予算に関する説明書の212ページをお願いいたします。

議案第39号 平成31年度大和町農業集落排水事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

第1条歳入歳出予算であります。歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ6,217万4,000円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるもので

ございます。

215ページをお願いいたします。

歳入であります。

1 款 1 項 1 目 農業集落排水事業分担金であります。収入見込み額を計上しております。

2 款 1 項 1 目 農業集落排水処理施設使用料につきましては、収入見込み額の計上でございます。

3 款 1 項 1 目 一般会計繰入金は、管理費充当分及び起債償還に係る繰り入れでありまして、宮床クリーンセンターの施設修繕費、汚泥引き抜き委託業務の実績見合いにより計上したものでございます。

4 款繰越金及び5 款諸収入につきましては、科目の設定としているものでございます。

続きまして、216ページの歳出であります。

1 款 1 項 1 目 一般管理費につきましては、事務経費及び管路、マンホールポンプ、宮床クリーンセンター等の維持管理、公用車の購入に要する費用の計上でございます。

主なものでございますが、2 節から4 節は職員1 人分の人件費を計上しております。

11 節需用費につきましては、宮床クリーンセンターやマンホールポンプに係る電気料及びポンプ等の修繕料でございます。

12 節役務費の手数料につきましては、施設の機器点検業務手数料及び使用料の徴収取り扱い手数料などでございます。

13 節委託料につきましては、処理場の運転業務や汚泥処理、管路清掃、電気工作物の保安管理、メーター検針、料金算定業務に係る水道事業への委託費でございます。

18 節備品購入費につきましては、公用車1 台の買い換え購入費であります。

19 節負担金補助及び交付金であります。マンホールポンプの管理用電波の利用料金であります。

27 節公課費につきましては、公用車の自動車重量税でございます。

2 款 1 項 公債費につきましては、1 目元金、217ページにわたります2 目利子ともに平成31年度分の償還予定額でございます。

引き続きまして、予算に関する説明書の223ページをお願いいたします。

議案第40号 平成31年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計予算について説明をさせていただきます。

第1 条歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

5,847万7,000円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表によるものでございます。

第2条地方債につきましては、第2表によるものでございます。

226ページの第2表地方債でございます。

合併処理浄化槽整備事業の起債の限度額を610万円とするもので、起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりでございます。

228ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目合併処理浄化槽事業分担金につきましては、新たな設置による供用開始予定分7基を見込んでいますところでございます。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料につきましては、管理基数380基分の見込み額を計上しているものでございます。

3款1項1目合併処理浄化槽事業費国庫補助金は、補助金の見込み額を計上しているものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、管理費及び建設費借入償還金での財源調整のため一般会計からの繰り入れを予定しているものでございます。

5款繰越金、6款諸収入1項町預金利子及び229ページの2項雑入は、科目の設定でございます。

7款町債1項1目下水道債は合併処理浄化槽費に係る借り入れ見込み額の計上でございます。

230ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、事務管理経費及び浄化槽維持管理に要する費用を計上しているものでございます。

主なものでございます。2節から4節は職員1人分の人件費を計上しております。

11節需用費のうち修繕料は、ブロアの部品交換20カ所及び本体交換12カ所、浄化槽の軽微な修繕12カ所を見込んでの計上でございます。

12節役務費の手数料につきましては、合併処理浄化槽使用料を徴収するための取り扱い手数料や法定検査手数料でございます。

13節委託料につきましては、浄化槽の保守清掃点検に係る委託料や料金算定業務及びメーター検針業務に係る水道事業への委託料でございます。

14節使用料及び賃借料は、浄化槽普及促進協議会研修会の際の公用車駐車代を見込み計上しておるものでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、県合併処理浄化槽普及促進協議会への負担金でございます。

2項1目合併処理浄化槽建設費でございます。新規設置事業に係る費用を計上しているものでございます。主なものでございます。2節から231ページにわたります4節は職員1人分の人件費を計上しております。

11節需用費のうち消耗品費は、事務用品費の購入代を計上しております。

15節工事請負費は、新たに新設する設置工事に係るものでございまして、5人槽1基、7人槽5基、10人槽1基、合計7基の計上をしているものでございます。

19節負担金補助及び交付金でございます。合併処理浄化槽設置整備費といたしまして、吉岡西部地区に対する浄化槽設置補助金でございます。2基分の見込み額を計上しているものでございます。

次に、2款1項公債費につきましては、平成31年度分の元金及び利子の償還予定額を計上しているものでございます。

引き続きまして、予算に関する説明書237ページをお願いいたします。

議案第41号 平成31年度大和町水道事業会計予算について説明させていただきます。

第1条総則でございます。平成31年度大和町水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条業務の予定量でございますが、給水戸数につきましては、前年度微増の1万1,250戸を予定しておるものでございます。

次に、年間総給水量及び1日平均給水量であります。年間総給水量につきましては310万480立米でございまして、前年度1.6%の増で計上しております。1日平均給水量につきましては、8,494立米といたしております。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございます。

収入は、水道事業収益の合計額で9億8,872万5,000円。支出は水道事業費用の合計額で9億7,948万4,000円となり、収支差し引き924万1,000円の黒字の収支予定額としております。

次に、238ページとなります。

第4条資本的収入及び支出の予定額でございます。

収入は資本的収入の合計額で1,643万7,000円、支出は資本的支出の合計額で2億4,593万3,000円の予定であります。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2

億2,949万6,000円でございますけれども、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしているものでございます。

第5条議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員6名分の給与費を4,628万6,000円と定めるものでございます。

第6条他会計からの補助金でございますが、8,000立米の県受水費の留保解除見合い分などおいたしまして一般会計からの繰り入れ予定額を1億3,217万3,000円と定めるものでございます。

第7条棚卸資産の購入限度額は、2,000万円と定めるものでございます。

239ページは、重要な会計方針に係る事項につきまして説明した調書となっております。ごらんいただきたいと思っております。

次に、予算に関する説明書の240ページから243ページまでは、収益的収支及び資本的収支の実施計画。244ページから248ページまでは、給与、手当等の人件費に関する明細などを記載しているものでございます。

249ページをお願いいたします。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての調書でございます。自家用電気工作物保安管理業務、水道事業庁舎宿日直業務の調書を記載しているものでございます。

250ページの平成31年度大和町水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。このキャッシュフロー計算書でございますが、1事業年度の現金、預金等の状況を一定の活動区分ごとに表示した報告書でございます。表示は円単位でございますけれども、1,000円単位で説明させていただきます。

1、営業活動によるキャッシュフローでございます。当期純利益は、平成31年度損益計算において見込まれる利益で、168万円といたしております。

非資金項目の調整の減価償却費は2億1,254万1,000円、引当金は平成32年度において支払うことになる職員賞与分の301万9,000円を計上しているものでございます。営業活動による資産及び負債の増減の資産の増減294万8,000円につきましては、未収金、貯蔵品等の前年度との増加額等を計上しております。負債の増減、マイナス2,394万6,000円は、未払金の減少によるものでございます。

営業活動によるキャッシュフローの合計額は、1億8,972万5,000円でございます。

次に、2、投資活動によるキャッシュフローでございます。右側でございます。

建設改良費はマイナス1億8,762万7,000円でございます。平成31年度建設改良費支払見込み額を計上しているものでございまして、実施による収入1,643万7,000円は一

般会計出資金の受け入れ額でございます。

投資活動によるキャッシュフローの合計額は、マイナス1億7,119万円の予定としております。

3、財務活動によるキャッシュフローの企業債の借り入れ予定はございません。企業債の償還はマイナス7,433万9,000円でございます。平成31年度の企業債の償還額を計上してございます。

財務活動によるキャッシュフロー合計は、マイナス7,433万9,000円であります。

以上の内容で、現金及び現金同等物の減少額は5,580万3,000円でございます。現金及び現金同等物の期首残高3億3,590万6,000円との合計で、期末残高は2億8,010万3,000円の予定としております。

次に、251ページをお願いいたします。

平成31年度水道事業予定貸借対照表についてご説明申し上げます。期末の予定額となっておりますのでございます。

主な科目ごとの予定額でございます。資産の部の固定資産であります。排水管や機械施設等の（1）有形固定資産、（2）無形固定資産、それに投資その他の資産の合計で63億9,275万円と予定しております。251ページの最下段の右側の数字となっております。

252ページでございますが、流動資産は、現金・預金、未収金、貯蔵品でありまして、3億3,100万3,000円、資産合計は67億2,285万3,000円と予定しております。

負債の部でございます。固定負債の（1）企業債であります。8億7,841万4,000円を計上しております。

流動負債の（1）企業債、（2）未払金、（3）引当金、（4）その他流動負債の合計額を1億6,819万4,000円としております。繰延収益の（1）長期前受金、（2）収益化累計額の合計19億250万1,000円を合わせました負債合計は29億4,911万円を予定しております。

次に、253ページでございます。

資本の部、資本金でございます。自己資本金の固有資本金、繰入資本金、組入資本金の合計は32億2,235万1,000円を予定するものでございます。

次に、剰余金でございますが、（1）の資本剰余金につきましては、工事負担金、他会計負担金、その他資本剰余金の合計額は1,771万5,000円となっております。

（2）利益剰余金は各積立金及び当年度未処分利益剰余金で、合計額を5億3,367万

6,000円といたしまして、剰余金合計5億5,139万1,000円を含めました資本合計は、37億7,374万3,000円となる予定でございまして、負債・資本の合計67億2,285万3,000円は、お戻りいただきまして252ページの資産の合計と同額となるものでございます。

次に、254ページ、平成30年度水道事業予定貸借対照表でございまして。平成30年度決算見込み額による期末の予定額でございまして。表示は円単位でございましてけれども、1,000円単位で説明させていただきます。

主な科目ごとの予定額でございまして。

資産の部。固定資産は排水管や機械施設等の有形固定資産、無形固定資産及び投資その他資産の合計で、64億4,640万8,000円を予定しております。

255ページの流動資産につきましては、現金・預金、未収金、貯蔵品などでありまして、合計で3億8,100万円と予定いたしまして、資産の合計を68億2,740万9,000円といたしておるところでございまして。

次に、負債の部でございまして。固定負債は企業債、流動負債は企業債及び未払金予定額、引当金、その他流動負債を計上いたしまして、5の繰延収益の長期前受金、収益化累計額などの負債合計で30億5,298万4,000円を予定しておるところでございまして。

次に、256ページの資本の部でございまして。資本金の自己資本金と各資本金の合計額で32億591万4,000円といたしておるところでございまして。

次に、7の剰余金でございまして、(1)資本剰余金は、工事負担金、他会計負担金等で、合計額1,771万5,000円でございます。(2)の利益剰余金でございます。各種積立金及び当年度未処分利益剰余金で、合計額を5億5,079万4,000円といたしまして、剰余金合計5億6,850万9,000円を含めた資本合計は、37億7,442万4,000円でございます。負債・資本合計は68億2,740万9,000円を予定しておるところでございまして。

次に、257ページをお願いいたします。

平成30年度水道事業予定損益計算書についてでございます。

1の営業収益と2の営業費用における営業収支におきましては、8,050万5,000円の営業損失を予定しているものでございます。3の営業外収益と4の営業外費用における営業外収支においては、1億2,482万円の黒字となりまして、5の特別利益、6の特別損失を差し引いた当年度の純利益は1億2,275万5,000円の予定額としております。これに前年度繰越利益剰余金を加えました当年度未処分利益剰余金は、1億2,576万6,000円を予定額としておるところでございまして。

次に、258ページでございます。

平成31年度水道事業会計予算内訳書でございます。

初めに、収益的収入及び支出でございます。

収入の1款水道事業収益でございます。1項1目給水収益は、本年3月使用分から料金改定を適用することといたしておりまして、水道料金から消費税分を除いた額で、昨年度当初予算より約3.4%減少としておるところでございます。

2目給水加入金につきましては、新たな給水加入による見込み額の計上でございます。

3目その他の営業収益は、メーター受信機、コードカバーなどの材売収益を。手数料は給水工事の設計審査及び開栓の手数料等。雑収益は下水道使用料等の徴収業務の受託料並びに消火栓維持管理費等の計上でございます。

次に、2項営業外収益でございます。

1目の他会計補助金、一般会計補助金につきましては、高料金対策分、県からの受水費の留保水量解除見合い分などでございます。

2目受取利息及び配当金は、預金利息の予定額でございます。

3目開発負担金につきましては、民間アパート等の建築等からの見込み額を計上しておるものでございます。

4目長期前受金戻入でございますが、国庫補助金等減価償却見合い分の計上をいたしておるところでございます。

259ページをお願いいたします。

5目雑収益でございます。第三者による給排水管の破損修繕費の収益、放射能検査料に係る東京電力からの賠償金を計上しているものでございます。

次に支出でございます。主なものでございます。

1款水道事業費用の1項1目浄配水費につきましては、給料等人件費6名分を計上しておるものでございます。

賃金でございますが、窓口業務等事務補助員の賃金を。通信運搬費は電話料金及び専用回線料金などを。保険料は公用車、建物、機械設備等の基準保険料による計上となっております。

委託料につきましては、メーター検針委託、水道料金等コンビニ収納代行業務委託、水質検査委託、水道メーターの検定期間満了による交換業務委託などのほか、給水の開始・中止作業業務の委託料を計上してございます。

動力費でございますが、宮床2号ポンプ場ほか7施設の動力電気料でございます。

260ページをお願いいたします。

薬品費でございます。原水滅菌用薬品などでございます。

修繕費につきましては、給排水管の修繕、旧簡易水道施設修繕及び検満メーターの修理費用等でございます。

受水費につきましては、宮城県大崎広域水道からの受水料金で、これにつきましては、平成32年度から受水料金の改定により減額を予定しているもので、31年度は今まで並みの計上としているところでございます。

賃借料でございます。工事等積算設計システムの使用料でございます。

2目の総係費でございます。報酬につきましては、水道事業審議会委員12名分の報酬でございます。旅費も同旅費でございます。委託料は、水道事業庁舎の宿日直業務委託を計上しておるものでございます。賃借料でございます。吉田の八志田橋水管のNTT施設への添架料を計上しているものでございます。

3目減価償却費につきましては、建物、配水管等の構築物、機械及び装置、その他固定資産の平成31年度償却分でございます。

4目は棚卸資産減耗費、5目はメーター受信機、コードカバー等の購入原価を計上しておるものでございます。

261ページをお願いいたします。

2項営業外費用となります。1目は企業債の利息、2目雑支出は第三者による給排水管の破損修繕費を計上しているものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入でございます。

1項1目出資金は、上水道の広域化事業、旧簡易水道事業における起債元金に対します水道事業会計への一般会計からの出資金を記載しておるものでございます。

次に、支出でございます。

1款1項建設改良費1目配水管布設事業費の管工事費につきましては、漏水事故の未然防止と管網構築の観点から計画的に配水管の布設がえ工事を実施するものでございまして、予定箇所は、吉岡東下蔵、天皇寺地区及び旧根古、若畑簡易水道、同じく旧難波金取南簡易水道及び鶴巣北目大崎地内の配水管布設がえ工事、また仙台北部工業団地への送水管の耐震継ぎ手補強工事を予定しているものでございます。

2目水道施設更新事業費につきましては、平成29年度に引き続きまして、宮床2号ポンプ場の送水ポンプ3基中の3基目の更新、松坂ポンプ配水池電気設備更新工事などを行うこととしております。

3目鶴巣落合系送配水管強化事業費でございます。今年度において、吉岡東地内の水管渠に一部漏水が発見されたこともございまして、鶴巣落合地区への安定的な給水を行うため、送配水管の管路横断及び水管渠箇所について更新補強を行うものでござ

いまして、全体事業期間を平成31年度から36年度までといたしまして、31年度は実施設計業務委託を行うこととしておるものでございます。

4目営業設備費の量水器につきましては、水道メーターの新設予定分の購入費を。自動車費は、公用車の買いかえ購入費を計上しているものでございます。

次に、2項1目企業債償還金につきましては、借入元金の支払い予定額を計上しておるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（馬場久雄君）

これで説明を終わります。

日程第13「予算特別委員会の設置について」

議長（馬場久雄君）

次に、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

議案第30号から議案第41号までの各種会計予算については、議長を除く全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議案第30号から議案第41号までの各種会計予算については、議長を除く全員をもって構成する予算特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ただいま予算特別委員会が設置されましたので、ここで委員長及び副委員長を選任願います。

委員長、副委員長を選任するため、暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

議長（馬場久雄君）

それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告をいたします。

委員長に槻田雅之議員、副委員長に渡辺良雄議員が選任されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時39分 休 憩

午前11時47分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

本会議を再開します。

お諮りします。

本日は、この程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。

再開は3月5日の午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午前11時47分 延 会